

変更の原案	変更の案
<p>第1編、第2編 省略</p> <p>第3編 景観推進地区ごとの景観計画</p> <p>第1章 関内地区における景観計画</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>ア 関内地区全域の景観形成基準</p> <p>(ア)～(メ) 省略</p> <p>(モ) 計画図に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図1の3に示すQ2の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の建築物の高さ31m以下の部分</p>	<p>第1編、第2編 省略</p> <p>第3編 景観推進地区ごとの景観計画</p> <p>第1章 関内地区における景観計画</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>ア 関内地区全域の景観形成基準</p> <p>(ア)～(メ) 省略</p> <p>(モ) 計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図1の3に示すQ2の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の建築物の高さ31m以下の</p>

新旧対照表（横浜市景観計画）

変更の原案	変更の案
は、この限りでない。  以下省略	部分は、この限りでない。  以下省略



計画図1の2

変更の原案



変更の案

